



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年5月31日火曜日 第2271号

◇ 目次 ◇

| | |
|-------------------------------|-----|
| 県税の収納事務の委託..... | 512 |
| 医療機関の指定..... | 513 |
| 指定医療機関の名称の変更..... | 513 |
| 指定医療機関の廃止の届出..... | 513 |
| 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... | 513 |
| 介護機関(介護予防事業者)の指定..... | 514 |
| 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出..... | 514 |
| 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... | 515 |
| 指定介護機関(居宅介護支援事業者)の休止の届出..... | 515 |
| 指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出..... | 515 |
| 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... | 515 |
| 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... | 516 |
| 土地改良事業の工事の完了..... | 516 |
| 解除予定保安林にする旨の通知..... | 516 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧... | 516 |
| 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... | 517 |
| 道路の区域変更(県道広田双海線)..... | 517 |
| 道路の供用開始(")..... | 517 |
| 道路の区域変更(県道松山北条線)..... | 517 |
| 道路の区域変更(県道宿毛津島線)..... | 518 |
| 道路の供用開始(")..... | 518 |
| 道路の区域変更(一般国道197号)..... | 518 |
| 落札者等の告示..... | 518 |

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 519

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第711号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

| 受 託 者 | | 委託した事務の範囲及び内容 | 委託期間 |
|--------------------|--------------------------|---|-----------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 株式会社いよぎんコンピュータサービス | 愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号 | 自動車税(普通徴収のものに限る。)に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務の取りまとめ | 平成23年4月1日から平成26年3月31日 |
| 地銀ネットワークサービス株式会社 | 東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号 | 同上 | 同上 |
| 国分グローブチェーン株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 | 直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務 | 同上 |
| 株式会社コストア | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 | 同上 | 同上 |
| 株式会社コストアイスト | 茨城県土浦市小松二丁目13番1号 | 同上 | 同上 |
| 株式会社サークルKサンクス | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 同上 | 同上 |
| 株式会社スリーエフ | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 | 同上 | 同上 |
| 株式会社セイコーマート | 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 | 同上 | 同上 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8 | 同上 | 同上 |
| 株式会社セーブオン | 群馬県前橋市亀里町900番地 | 同上 | 同上 |
| 株式会社デイリーヤマザキ | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 | 同上 | 同上 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 | 同上 | 同上 |
| 株式会社ポブラ | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 | 同上 | 同上 |
| ミニストップ株式会社 | 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 | 同上 | 同上 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎1丁目11番2号 | 同上 | 同上 |

○愛媛県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|----------------|-------------------------|---------------|
| 長山歯科医院 | 長 山 誠 之 | 北宇和郡鬼北町大字奈良 4048 - 2 | 平成23年 4月1日 |

| | | | |
|----------------|-------------------|----------------------|---------------|
| 二宮 歯科クリ ニック | 二 宮 淳 | 大洲市長浜甲65 | 平成23年 4月1日 |
| 浜 口 医 院 | 医療法人沢近会 浜口医院 | 南宇和郡愛南町城辺甲347 - 2 | 平成23年 5月1日 |
| すみの薬局 | 株式会社Y's グローイング | 新居浜市中筋町二丁目1 - 3 | 平成23年 5月1日 |

○愛媛県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医 療 機 関 の 名 称 | | 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|---------------|-----------|------------------------|---------------|-------------|
| 旧 | 新 | | | |
| ジャスコ新居浜店調剤薬局 | イオン薬局新居浜店 | イオンリテール株式会社 | 新居浜市前田町 8 - 8 | 平成23年 3月 1日 |

○愛媛県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|----------------|----------|----------------|
| 二宮 歯科クリ ニック | 二 宮 淳 | 大洲市長浜甲60 | 平成23年 3月31日 |

○愛媛県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所 | | 指 定 年 月 日 |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人今治市社会福祉協議会 | 今治市南宝来町1丁目9番地8 | 今治市社協介護サービスセンター関前 | 今治市関前岡村甲2525番地1 | 平成23年 4月 1日 |
| 渡 邊 泰 彦 | 今治市徳重183 - 3 | おんまや歯科医院 | 今治市美須賀町4丁目1 - 16 | 平成23年 4月 1日 |
| 株式会社よしまる | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 訪問介護未来 | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 平成23年 4月 1日 |
| 社会福祉法人寿楽会 | 松山市権現町甲10番地 | 小規模多機能いづみ | 宇和島市泉町1丁目1番40号 | 平成23年 4月 1日 |
| 社会福祉法人寿楽会 | 松山市来住町36番地 | ショートステイいづみ | 宇和島市泉町1丁目1番40号 | 平成23年 4月 1日 |
| 医療法人青峰会 | 八幡浜市五反田1番耕地1046番地1 | デイサービスウェル | 八幡浜市五反田1番耕地106番地 | 平成23年 4月 1日 |
| 社会福祉法人愛美会 | 四国中央市上分町乙8番地2 | 小規模多機能型居宅介護事業所山田井の郷 | 四国中央市金生町山田井字原際887番地2 | 平成23年 4月 7日 |

| | | | | |
|-----------|-------------------|------------------|-----------------------|------------|
| 社会福祉法人愛美会 | 四国中央市上分町乙8番地2 | 短期入所生活介護事業所山田井の郷 | 四国中央市金生町山田井字原際887番地2 | 平成23年4月7日 |
| 有限会社オアシス | 伊予郡砥部町高市1318番地 | グループホームほかほか(ふたみ) | 伊予市双海町大久保字石ノ久保甲974番地8 | 平成23年4月8日 |
| 有限会社ほくと | 松山市堀江町567番地1 | ヘルパーステーションまんなか | 四国中央市上柏町字法光防7番地3 | 平成23年4月20日 |
| 有限会社ほくと | 松山市堀江町567番地1 | 元気デイサービスまんなか | 四国中央市上柏町字法光防7番地3 | 平成23年4月20日 |
| 株式会社幸徳 | 南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7 | ヘルパーステーション幸徳 | 南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7 | 平成23年4月28日 |

○愛媛県告示第716号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関(介護 予 防 事 業 者) の 名 称 | 主たる事務所の 所在地 | 介護予防事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|---------------------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人今治市社会福祉協議会 | 今治市南宝来町1丁目9番地8 | 今治市社協介護サービスセンター関前 | 今治市関前岡村甲2525番地1 | 平成23年4月1日 |
| 渡 邊 泰 彦 | 今治市徳重183-3 | おんまや歯科医院 | 今治市美須賀町4丁目1-16 | 平成23年4月1日 |
| 株式会社よしまる | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 訪問介護未来 | 宇和島市丸穂町一丁目9番30号 | 平成23年4月1日 |
| 社会福祉法人寿楽会 | 松山市権現町甲10番地 | 小規模多機能いづみ | 宇和島市泉町1丁目1番40号 | 平成23年4月1日 |
| 社会福祉法人寿楽会 | 松山市来住町36番地 | ショートステイいづみ | 宇和島市泉町1丁目1番40号 | 平成23年4月1日 |
| 医療法人青峰会 | 八幡浜市五反田1番耕地1046番地1 | デイサービスウェル | 八幡浜市五反田1番耕地106番地 | 平成23年4月1日 |
| 有限会社ケアステーションやすらぎ | 四国中央市金生町下分969番地の1 | デイサービスセンターやすらぎ | 四国中央市金生町下分969番地の1 | 平成23年4月1日 |
| 社会福祉法人愛美会 | 四国中央市上分町乙8番地2 | 小規模多機能型居宅介護事業所山田井の郷 | 四国中央市金生町山田井字原際887番地2 | 平成23年4月7日 |
| 社会福祉法人愛美会 | 四国中央市上分町乙8番地2 | 短期入所生活介護事業所山田井の郷 | 四国中央市金生町山田井字原際887番地2 | 平成23年4月7日 |
| 有限会社オアシス | 伊予郡砥部町高市1318番地 | グループホームほかほか(ふたみ) | 伊予市双海町大久保字石ノ久保甲974番地8 | 平成23年4月8日 |
| 株式会社幸徳 | 南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7 | ヘルパーステーション幸徳 | 南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7 | 平成23年4月28日 |

○愛媛県告示第717号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|---------------------|--------------|----------------------|----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 伊予訪問看護ステーション | 伊予市八倉906 - 5 | 医療法人財団尚温会 | 松山市保免西二丁目1 - 2 | 平成23年3月31日 |

○愛媛県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|------------------|-------------------|-------------------|----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社信介 | 宇和島市吉田町立間尻甲554番地6 | 訪問介護ひらぎ | 宇和島市柿原甲1464番地1 | 平成23年3月31日 |
| 医療法人財団尚温会 | 伊予市八倉906 - 5 | 伊予訪問看護ステーション | 松山市保免西2丁目1 - 2 | 平成23年3月31日 |
| 医療法人財団尚温会 | 伊予市八倉906 - 5 | 伊予訪問介護サービス | 松山市保免西2丁目1 - 2 | 平成23年3月31日 |

○愛媛県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所 | | 休止年月日 |
|--------------------|-----------------|---------------------|-----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人優悠会 | 西宇和郡伊方町三崎1442番地 | 門田医院 | 西宇和郡伊方町三崎1442番地 | 平成23年5月11日 |

○愛媛県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|--------------------|--------------|---------------------|----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人財団尚温会 | 伊予市八倉906 - 5 | いよ居宅介護支援事業所 | 松山市保免西2丁目1 - 2 | 平成23年3月31日 |

○愛媛県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る介護予防事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|------------------|-------------------|-------------------|----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社信介 | 宇和島市吉田町立間尻甲554番地6 | 訪問介護ひいらぎ | 宇和島市柿原甲1464番地1 | 平成23年3月31日 |
| 医療法人財団尚温会 | 伊予市八倉906-5 | 伊予訪問看護ステーション | 松山市保免西2丁目1-2 | 平成23年3月31日 |
| 医療法人財団尚温会 | 伊予市八倉906-5 | 伊予訪問介護サービス | 松山市保免西2丁目1-2 | 平成23年3月31日 |

○愛媛県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市片山、河野中須賀、府中及び夏目地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・河野地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年6月1日から平成23年6月28日まで
- 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第723号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 湯山久米地区 | 平成15年3月25日 |

○愛媛県告示第724号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立乙572の6、5037の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第725号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（東予地方局管内）

| 発起人の住所及び氏名 | | | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|---------------------|---------------------|----------------------|-----|---------------------------------|
| 西条市船屋355番地9 浅木宗親 | 西条市朔日市132番地 塩崎紀元 | 西条市喜多川486番地1 松本一男 | ひうち | 西条市ひうち漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

- 縦覧期間
平成23年5月31日から同年6月14日まで
- 縦覧場所
次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

| | |
|-------------|---------------|
| 東予地方局管内の加入区 | 東予地方局産業経済部水産課 |
|-------------|---------------|

○愛媛県告示第726号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域

(1) 位置

2 工区

西予市明浜町田之浜甲1108番 2 から同甲1108番 3 までの地先
公有水面

(2) 区域

2 工区

次の8点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市明浜町大字田之浜字ウツシリ甲1564の国土地理院四等三角点「横簀」）は北緯33度19分04秒4781、東経132度23分19秒2373秒の地点

8 点は、基点から真北81度52分11秒600.69メートルの地点

9 点は、8 点から真北225度16分25秒34.76メートルの地点

10 点は、9 点から真北310度16分32秒21.85メートルの地点

11 点は、10 点から真北40度15分11秒1.00メートルの地点

12 点は、11 点から真北310度15分11秒6.30メートルの地点

13 点は、12 点から真北220度15分11秒1.00メートルの地点

14 点は、13 点から真北310度15分11秒21.85メートルの地点

15 点は、14 点から真北14度16分32秒35.71メートルの地点

(3) 面積

2 工区

1,898.30平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年 7月10日 愛媛県指令21港第240号

4 しゅん功認可年月日

平成23年 5月31日

○愛媛県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--------------------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 広田双海線 | 伊予市中山町佐礼谷甲1458番4地内 | 旧 | メートル 7.8～9.5 | キロメートル 0.025 | |
| | | | 新 | 8.9～10.8 | 0.025 | |

○愛媛県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--------------------|-------------|
| 県 道 | 広田双海線 | 伊予市中山町佐礼谷甲1458番4地内 | 平成23年 5月31日 |

○愛媛県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 松山北条線 | 松山市下伊台町1565番3地先から 同町1709番2地先まで | 旧 | メートル 8.0~15.0 | キロメートル 0.358 | |
| | | | 新 | 10.6~20.0 | 0.359 | |
| " | " | 松山市下伊台町1709番2地先から 同町1680番1地先まで | 旧 | 3.0~10.5 | 0.515 | |
| | | | | 8.6~20.0 | 0.288 | |
| | | | 新 | 3.0~10.5 | 0.515 | |
| | | | | 11.4~24.2 | 0.288 | |

○愛媛県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 宿毛津島線 | 宇和島市津島町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先から 同町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先まで | 旧 | メートル 4.3~26.0 | キロメートル 0.281 | |
| | | | 新 | 13.9~42.0 | 0.281 | |

○愛媛県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|--------------|
| 県 道 | 宿毛津島線 | 宇和島市津島町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先から 同町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先まで | 平成23年 5 月31日 |

○愛媛県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|---------|------|----------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市平野町野田448番1地先から 同町野田458番1まで | 旧 | メートル 14.9~24.5 | キロメートル 0.116 | |
| | | | 新 | 14.9~32.0 | 0.116 | |

○愛媛県告示第733号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 5 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | | | | | | |
|-------------------|---------------------------------|------------|----------------------------------|------------------|----------------|-----------|
| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日 |
| 運転者管理用電子計算機一式の借入れ | 愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2 | 平成23年5月18日 | 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 | 月額 7,242,900円 | 一般競争入札 | 平成23年4月5日 |

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 165

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | | | |
|---------------|------|----|---------------|--|------|----|---|
| 別表（第2条、第3条関係） | | | 別表（第2条、第3条関係） | | | | |
| 委託地方公共団体 | 機 関 | 職 | 委託地方公共団体 | 機 関 | 職 | | |
| 省略 | | | 省略 | | | | |
| 久万高原町 | 省略 | | 久万高原町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | | 課長 会計管理者 総務課総務行政班長 総務課財政管財班長 | 町長部局 | 本庁 | 課長 会計管理者 <u>総務課班長</u> |
| | | 省略 | | | | 省略 | |
| 省略 | | | 省略 | | | | |
| 砥部町 | 省略 | | 砥部町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | | 課長 会計管理者 総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 企画財政課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課総務管理係長 企画財政課財政係長 | 町長部局 | 本庁 | 課長 会計管理者 総務課長補佐 <u>企画財政課長補佐</u> |
| | | 省略 | | | | 省略 | 総務課総務管理係長 企画財政課財政係長 |
| 省略 | | | 省略 | | | | |
| 内子町 | 省略 | | 内子町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | | 課（室）長 会計管理者 総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長 総務課財政係長 | 町長部局 | 本庁 | 課（室）長 会計管理者 総務課班長（人事又は予算を担当するものに限る。） 総務課主任（人事又は予算を担当するものに限る。） |
| | | 省略 | | | | 省略 | |
| 省略 | | | 省略 | | | | |
| 伊方町 | 省略 | | 伊方町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | | 課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総務課主 | 町長部局 | 本庁 | 課長 課付課長 会計管理者 総務課長補佐 財政課長補佐 |

| | | | | |
|-------------|-------|------|--|----------------------------|
| | | | 任(人事を担当するものに限る。) 財政課主任 | |
| | 出先機関 | 支所 | 総合支所長 | |
| | | 省略 | | |
| 教育委員会 | 事務局 | | 教育長 事務局長 | |
| | 教育機関 | 省略 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 省略 | | | | |
| 松野町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | 課長 会計管理者 出納室長 総務課班長 総務課主任(人事又は予算を担当するものに限る。) | |
| | | 省略 | | |
| 省略 | | | | |
| 省略 | | | | |
| 愛南町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | 課長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長補佐 企画財政課長補佐 総務課職員係長 企画財政課財政係長 | |
| | | 出先機関 | 省略 | |
| | | | | |
| | | | 省略 | |
| | 教育委員会 | 事務局 | | 教育長 課(室)長 御荘B&G海洋センター所長 |
| | | 教育機関 | 省略 | |
| 給食センター | | | 省略 | |
| | 幼稚園 | 園長 | | |
| 省略 | | | | |
| 省略 | | | | |
| 八幡浜地区施設事務組合 | 省略 | | | |
| | 青石寮 | | 施設管理者 施設長 | |
| 省略 | | | | |

備考 省略

| | | | | |
|-------------|-------|--------|---|-------------------------------------|
| | | | 財政課事務専門員 総務課人事係長 財政課財政係長 | |
| | 出先機関 | 支所 | 総合支所長 課長 | |
| | | 省略 | | |
| 教育委員会 | 事務局 | | 教育長 課長 | |
| | 教育機関 | 省略 | | |
| | | 公民館 | 館長 | |
| | | 図書館 | 館長 | |
| 省略 | | | | |
| 松野町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | 課長 会計管理者 出納室長 総務課長補佐 総務課人事係長 総務課財政係長 | |
| | | 省略 | | |
| 省略 | | | | |
| 省略 | | | | |
| 愛南町 | 省略 | | | |
| | 町長部局 | 本庁 | 課(室)長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長補佐 企画財政課長補佐(予算を担当するものに限る。) 総務課職員係長 企画財政課財政係長 | |
| | | 出先機関 | 省略 | |
| | | | 観光旅客船 | 運航管理者 船長 |
| | | | 保健福祉センター | 所長 |
| | | 省略 | | |
| | 教育委員会 | 事務局 | | 教育長 課(室)長 DE・あ・い・21所長 御荘B&G海洋センター所長 |
| 教育機関 | | 省略 | | |
| | | 給食センター | 省略 | |
| 省略 | | | | |
| 省略 | | | | |
| 八幡浜地区施設事務組合 | 省略 | | | |
| | 青石寮 | | 施設長 | |
| 省略 | | | | |

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。